

# 梅ヶ枝中央会計

## 資産(株式)管理会社の活用

Q 資産管理会社に株式を保有させることによる節税対策とはどのようなものですか？

A 税制改正で、一定の保有が緩和され有効な活用が可能。ただし、以下の点に留意が必要です。

- ・株式保有特定会社の認定
- ・会社規模の変更による影響
- ・組織再編のパターン
- ・土地・建物の3年以内の取得とみなされる点

### 【株式保有特定会社の認定】

平成25年5月27日、国税庁より「財産評価基本通達」の一部改正が公表され、株式保有会社として認定される基準(総資産に占める株式の比率(時価)の規制)が大会社におきましても25%から50%に引き上げられました(財基通189(2))。この結果、従前株式保有特定会社に認定される場合は、S1+S2方式もしくは純資産価額方式で評価額が高額であった場合も、評価額が下がるケースが生じます。

会社規模	判定基準
大会社	株式等の価額(相続税評価価額) $\geq 50\%$ 総資産価額(相続税評価価額) (従前は25%)
中会社	株式等の価額(相続税評価価額) $\geq 50\%$
小会社	株式等の価額(相続税評価価額) $\geq 50\%$

従って、承継対象会社の時価が今後も増加することが見込まれる場合、株式を保有する資産管理会社(親会社)を設立すれば、

親会社における子会社株式	類似業種比準方式	簿価で固定され、子会社の時価上昇分を反映しないこととなります。また、計算式での利益要素(1:3:1の3)を最小化することが可能となります。
	純資産価額方式	親会社が小会社の場合、子会社の時価評価は類似業種比準方式での評価が1/2取り込めるため、子会社の時価上昇分を一定程度抑制できる

となります。また、親会社の保有する資産総額の内、承継対象会社の株式時価を50%未満に抑え、他の資産を以下の観点で運用すれば、一定のメリットがあります。

親会社における子会社株式以外の資産	保険等で損失計上先行する資産	株価が低下して時点で、後継者へ売却・贈与すれば、売却益(20%)・贈与税を圧縮できます。
	含み益のある資産	純資産価額方式の場合、含み益の38%相当が控除できます。

### 【会社規模の変更による影響】

一般に資産管理会社を設立した場合、子会社より規模が小さくなると、純資産価額での算定比率が高くなり、メリットが享受できない可能性があることに留意が必要です。

例えば、当初、承継対象会社の従業員が100名以上で大会社区分(類似業種比準価格方式)であったものが、小会社区分となり、類似業種価額方式と純資産価額方式の比率が1:1となり、却って贈与税・相続税が高額になる可能性もあります。

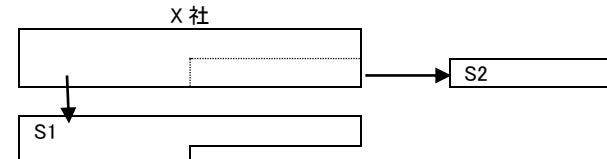
### 【株式保有特定会社の評価方法(財評通189-3)】

同族株主等が取得した場合※1	原則	同族株主等の議決権の	純資産価額※3
----------------	----	------------	---------

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただけますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできません

		保有割合 50%超※2	
	特例	簡易方式	S1+S2方式※4
同族株主以外の株主等が取得した場合			配当還元方式(上記の原則、特例方式も選択可能)

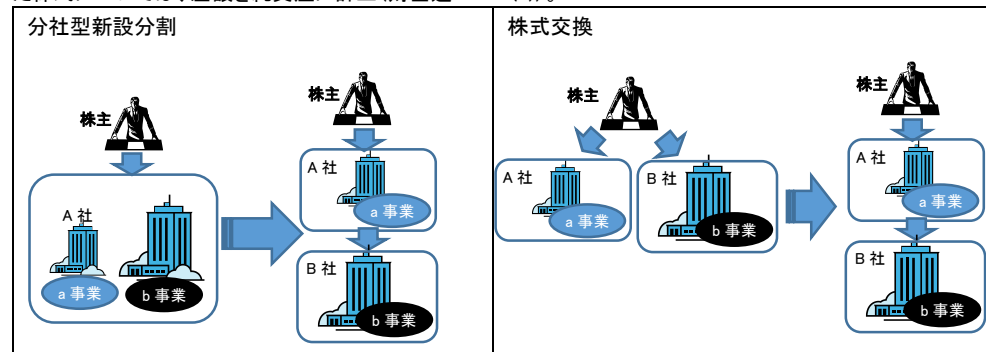
- ※1 財評通では「同族株主等が取得した場合」とは規定していないため、筆者の区分
- ※2 同族株主等の議決権の保有割合が50%以下の場合は、純資産価額は純資産価額×0.8
- ※3 純資産価額…評価対象会社の評価差額に対する法人税等相当額を控除
- ※4 S1+S2方式



「S1の金額」…株式保有特定会社が有する株式等と当該株式等に係る受取配当収入がなかったとした場合の同社株式の原則的評価方法(類似業種比準方式、純資産価額方式、併用方式のいずれか)による評価額  
 「S2の金額」…株式保有特定会社が有する株式等について、この通達のためによって評価した価額(評価差額に対する法人税等相当額を控除)

### 【資産管理会社の設立スキーム】

高収益のb事業を子会社化。A社を類似業種比準方式比率を大にし、利益(1:3:1の3)を最小化純資産価額方式は、①子会社における法人税の控除は不可(財基通186-3)②3年以内に取得又は新築した土地の規定は、適格組織再編において免除する規定無し(財基通185)③持株会社で著しく低い価額で受け入れた株式については、差額を純資産に計上(財基通186-2(2))。



当該スキームにおいて、税制適格組織再編の要件を満たす場合、含み益を実現せず、かつ、税務上の繰越欠損金を活用できる場合があります。

### 【土地・建物の3年以内の取得とみなされる点】

組織再編で実質的に新会社が設立される場合、当該親会社の保有する土地・建物の評価が3年以上経過しないと路線価・固定資産税評価できない場合があるため、留意が必要です。また、含み益に対する40%相当の控除(純資産価額方式)につき、将来的に税率が低下する場合には、留意が必要です。